

地方六団体の提案の概要

○ 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

(1) 廃止対象補助金の規模

- ・廃止対象補助金 【3.2兆円】
- ・税源移譲額 【3兆円程度】 ※差額は、効率化努力により対応

(2) 廃止対象補助金の内容

①社会保障	9, 444億円
②文教・科学振興	11, 458億円
③公共事業	9, 996億円
④その他	1, 386億円
合 計	32, 284億円

(3) 廃止対象補助金としない国庫補助負担金

- ①国庫委託金、税の代替的性格を有するもの
- ②国家補償的性格を有するもの
- ③災害復旧のためのもの
- ④社会保障関係の負担金のうち
 - ・格差なく国による統一的な措置が望まれるもの
(生活保護、児童扶養手当など)
 - ・制度全般の見直しの中で検討すべきもの
(老人医療、国民健康保険、介護保険など)

(参考)

<地方六団体の主張する「三位一体の改革」の全体像>

①国庫補助負担金の見直し【△9兆円程度】

<第1期改革>（平成18年度まで）

- 16年度削減分 【△約1兆円】
- 17年度・18年度削減分 【△3兆円程度】

<第2期改革>（平成19年度～21年度）【△3.6兆円程度】

<第1期及び第2期を通じた改革>

- 地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金の廃止【△1.4兆円程度】

②国から地方への税源移譲【8兆円程度】

<第1期改革>（平成18年度まで）

- 所得税から住民税へ 個人住民税を10%比例税率化【3兆円程度】

<第2期改革>（平成19年度～21年度）

- 消費税5%のうち地方消費税分を1%から2.5%に引き上げ
【3.6兆円程度】

<第1期及び第2期を通じた改革>

- 道路目的税である揮発油税の一部（税収見込の50%）の地方譲与税化について検討【1.4兆円程度】

（注）地方交付税の見直し

- 税源移譲額が国庫補助負担金見直しに伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定を通じて確実に財源措置を行う。

三位一体改革に係る地方六団体の提案概要 (厚生労働省関係事項)

- 平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金として挙げられているもの。 【総額約9,444億円】

[施設整備関係] (主なもの)	【約1,677億円】
・社会福祉施設等施設整備費負担金・補助金	約1,300億円
・保健衛生施設等施設整備費補助金	約100億円
・医療施設等設備整備費補助金	約170億円 等

[運営費・事業費関係] (主なもの)	【約7,766億円】
・養護老人ホーム運営費負担金	約570億円
・保健事業費等負担金	約290億円
・精神保健対策費補助金	約20億円
・保育所運営費負担金	約2,670億円
・児童保護費等補助金	約510億円
・児童入所施設措置費等負担金	約710億円
・障害児施設措置費負担金	約750億円
・在宅福祉事業費補助金	約780億円
・母子保健衛生費補助金	約30億円
・母子家庭等対策費補助金	約26億円
・医療施設運営費補助金	約190億円
・医療関係者養成確保対策費等補助金	約90億円
・疾病予防対策事業費等補助金	約60億円
・職業転換訓練費負担金・交付金	約65億円 等

地方六団体から移管が提案されている主な事務事業（施策別）

[高齢者対策]

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備
- 養護老人ホームの運営費
- 介護予防事業
- 老人保健法に基づく保健事業（健康診査、健康教育等）

[障害者]

- 障害者施設、精神病院等の整備
- 障害児施設の運営費
- 障害者施設の運営（小規模通所授産施設、福祉工場等）
- 重症心身障害児（者）通園事業
- 精神科救急医療システム整備事業
- 障害者の社会参加推進施策及び自立支援推進施策（生活訓練、コミュニケーション手段の確保等）

[児童福祉]

- 保育所の整備
- 民間保育所の運営費
- 特別保育事業（延長保育、一時保育等）
- 児童虐待対策
- 不妊治療対策
- 周産期医療ネットワーク整備、周産期医療施設の運営費
- 1歳6か月児・3歳児の健康診査
- 母子家庭の自立支援事業
- 売春防止法、DV法に基づく女性保護、婦人相談所の運営

[社会福祉]

- 社会福祉施設の整備費
- 生活保護の適正実施を推進する事業（就労支援員の設置等）
- 生活福祉資金貸付事業
- ホームレス対策・地方改善事業（隣保館等の運営費）

[医療]

- 医療施設の整備
- へき地医療対策（へき地診療所の運営費等）
- 小児救急医療対策（小児救急医療拠点病院の運営費等）
- 救命救急センターの運営
- ドクターへリの導入促進事業
- 電子カルテを導入した医療情報ネットワーク構築モデル事業
- 8020運動の推進
- 看護師養成所の運営費、看護職員確保特別対策事業

[保健衛生]

- 保健医療施設・設備の整備（感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、市町村保健センター等）
- SARS、新型インフルエンザ等の感染症対策
- 難病患者に対する相談・支援、重症難病患者の受入病院の確保
- 性感染症・HIV・ウイルス性肝炎検査等
- 都道府県等のエイズ対策推進協議会の設置、各種事業費
- 生活衛生関係営業指導センター事業費

[麻薬対策]

- 麻薬中毒者相談員、薬物乱用防止指導員の活動経費
- 麻薬取締員に要する経費

[職業能力開発]

- 就職困難者等への職業訓練の訓練手当等
- 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の運営

地方六団体から移管が提案されていない主な事務事業（施策別）

〔原爆被爆者対策〕

原爆被爆者手当交付金	約 1, 030 億円
原爆被爆者健康診断費	約 30 億円
原爆被爆者施設運営費	約 15 億円

〔障害者対策〕

障害者施設支援費	約 2, 850 億円
障害者更生医療費	約 210 億円
身体障害児医療費	約 80 億円
特別障害者手当負担金	約 350 億円
精神障害者の医療費	約 520 億円
障害者ヘルパー等事業費	約 360 億円
障害者在宅支援費	約 220 億円
身体障害者デイサービス事業費	約 80 億円
精神障害者社会復帰施設運営費	約 90 億円

〔感染症対策〕

結核医療費	約 70 億円
-------	---------

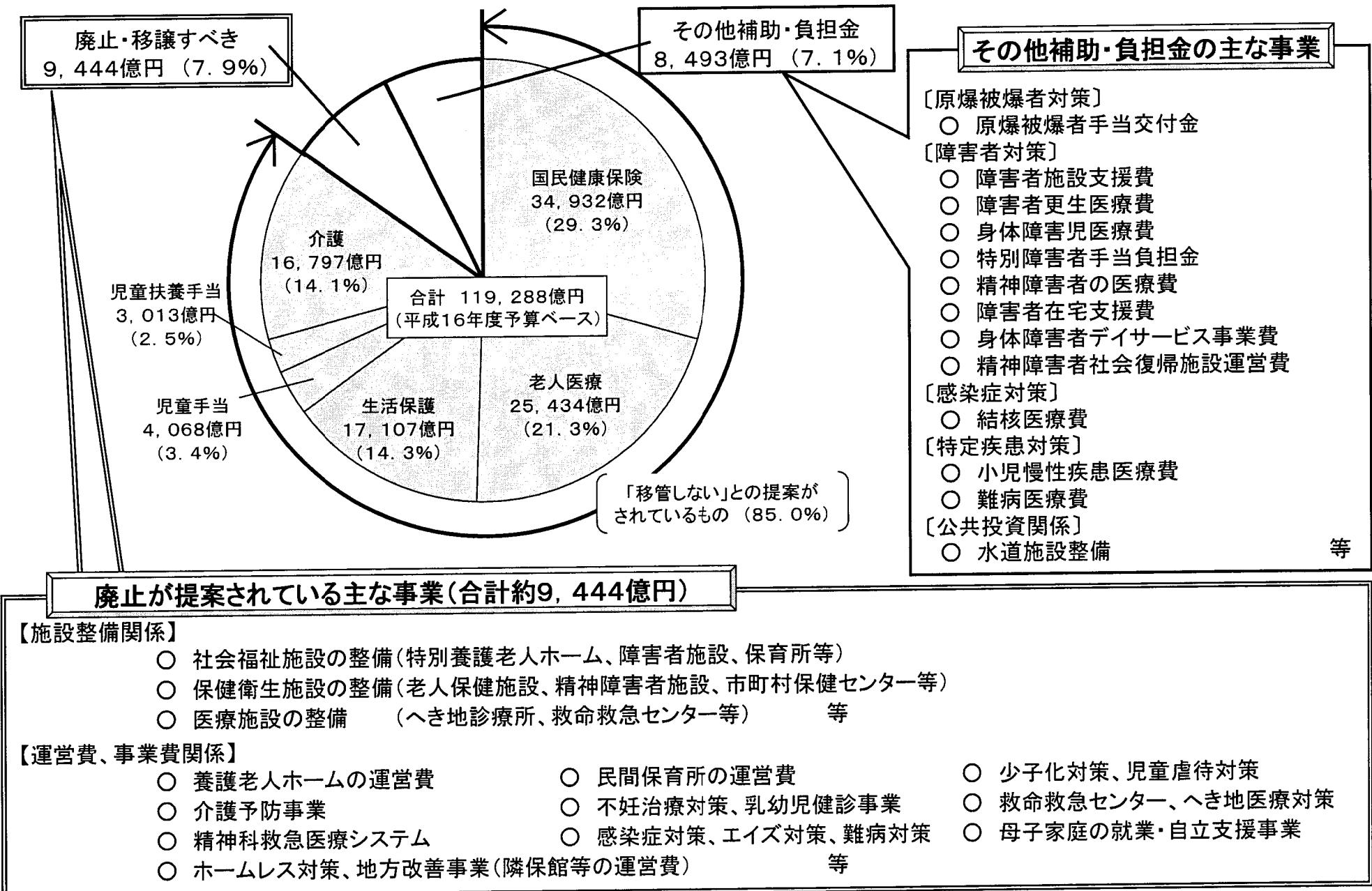
〔特定疾患対策〕

小児慢性疾患医療費（科学試験研究費）	約 130 億円
難病医療費（厚生労働科学研究費）	約 220 億円

〔公共投資関係〕

水道施設整備	約 960 億円
--------	----------

地方公共団体向け国庫補助負担金の状況



三位一体改革に係る地方六団体の提案概要

児童関係の移譲対象補助金 4,475億円
(厚生労働省全体) 9,444億円

- ・私立保育所の運営費 2,665億円
- ・延長保育、休日保育、夜間保育、一時保育等 454億円
- ・保育所等の施設整備費 244億円

- ・子育て支援対策 260億円
- ・売防法、DV法に基づく女性保護、婦人相談所の運営費 26億円

- ・児童養護施設等の措置費 615億円

- ・不妊治療対策 27億円
- ・周産期医療ネットワーク整備、周産期医療施設の運営費等 15億円
- ・1歳6か月児・
3歳児の健康診査 14億円

- ・児童虐待対策 106億円

- ・母子家庭の自立支援事業 49億円

※ 児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付諸費、小児慢性特定疾患治療研究費、未熟児養育負担金及び母子寡婦福祉貸付金を除いた全ての地方向け国庫補助負担金が対象とされている。

(注)金額は16年度予算額。施設整備は16年度実施計画額

「三位一体改革に関する地方六団体提案」に対する意見

平成16年10月7日
社会保障審議会児童部会

- 住民に身近な地方公共団体が、住民ニーズに的確に対応した地域づくりを行えるよう、地域の自主性・裁量を高め、地方分権を推進していくこうという三位一体改革の基本的理念は尊重されるべきである。
- しかしながら、地域の子育て支援や人格形成の重要な時期である就学前の子どもの育ちを支える保育をはじめとする次世代育成支援対策関連の国庫補助負担金の多くが廃止の対象として提案されていることについては、以下のような観点から、少なくとも現時点においてこれらの補助負担金の廃止を行うことは時期尚早であると考えており、国と地方の役割分担について、十分かつ慎重な議論が求められる。

(1) 合計特殊出生率が1.29と史上最低を更新するなど少子化の進行が止まらず、我が国の将来の経済社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。また、児童虐待や少年非行など子どもの育ちを巡る状況は深刻さを増している。

こうした状況の中で、国家的課題と言うべき次世代育成支援対策は喫緊の課題であり、国、地方、企業を挙げて取り組んで行かなければならない今、とりわけ国においては先導的な役割を果たすことが期待される。

また、提案内容は、子ども関連の補助金が多くを占めているなど高齢者や障害者関連の補助金の取扱いと著しくバランスを欠いているが、現状においてさえ、社会保障給付が高齢者関係給付に偏っており、児童分野への思い切った財源の投入が強く求められている。こうしたことから、社会保障全体のあり方をどう考えるか、という視点も重要である。

(2) 次世代育成支援の取組は、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の取組が来年度からスタートするなどようやくその一歩を踏み出したところであり、地域間格差も大きく、今後、全体的な底上げが必要な分野である。

また、特に、虐待の被害児童など要保護児童対策やDV対策などの課題については、利益代弁者がいないともすれば見過ごされやすい分野であること、また、取組が緒についたばかりであることなど、国による必要最低限のセーフティネットのシステムを、まさにこれから作り上げていかなければならぬ分野である。

- 他方、現行の国庫補助負担金は、例えば、補助要件や基準が細分化され、地方の柔軟な対応が困難であるといった問題点なども指摘されており、国においても、これらを柔軟なものにしていくことや、取組が普及・定着したものについては、積極的に地方への移譲を検討するなどの補助金改革は真摯に進められるべきである。

さらに、地域社会や家族のあり方が変容する中、多様化するニーズに的確に応えていくための今後の次世代育成支援サービスのあり方についても、総合的な検討が加えられるべきである。

- 最後に、繰り返しになるが、児童虐待への行政の取組は子どもの命に関わるものであり、地域間格差や停滞があってはならないと考えるが、現実には、例えば、地方交付税措置により対応がなされている児童相談所の児童福祉司の配置については、大きな地域間格差が存在している。こうした中で、大変遺憾なことに、痛ましい子どもの虐待死という事件が後を絶たない。

このような不幸な事件が繰り返されることのないよう、国、地方が挙げて、子どもの生存・発達に関わる児童相談所や児童養護施設など児童虐待防止に関わる体制の抜本的な強化・充実を図ることを強く訴えたい。

(参考)

<児童部会の委員>

- | | | |
|-------------|-----|-----------------------|
| ○阿藤 誠 | 委員 | (国立社会保障・人口問題研究所長) |
| 網野 武博 | 委員 | (上智大学文学部教授) |
| ◎岩男壽美子 | 部会長 | (武藏工業大学教授、慶應大学名誉教授) |
| 遠藤 俊子 | 委員 | (山梨大学大学院医学工学総合研究部教授) |
| 大日向雅美 | 委員 | (恵泉女子大学人文学部教授) |
| 小笠原文孝 | 委員 | (よいこのもり第2保育園園長) |
| 柏女 靈峰 | 委員 | (淑徳大学社会学部教授) |
| 津崎 哲郎 | 委員 | (花園大学社会福祉学部教授) |
| 中村美喜子 | 委員 | (若葉保育園園長) |
| 服部 祥子 | 委員 | (大阪人間科学大学人間科学部教授) |
| 堀 勝洋 | 委員 | (上智大学法学部教授) |
| 前田 正子 | 委員 | (横浜市副市長) |
| 松原 康雄 | 委員 | (明治学院大学社会学部教授) |
| 無藤 隆 | 委員 | (白梅学園短期大学学長) |
| 山縣 文治 | 委員 | (大阪市立大学生活科学部教授) |
| 吉田 正幸 | 委員 | (有限会社遊育代表取締役) |
| 渡辺 久子 | 委員 | (慶應義塾大学医学部小児科学教室専任講師) |
| ◎部会長、○部会長代理 | | |